

東郷町子どもの権利を考える月間

「東郷町子ども条例」では、全ての子どもが健やかに成長できるように「子どもの権利」を保障し、子どもの幸せのため、子どもが一人の人として育ち、学び、生きていく上での大切な権利を定めています。子どもは大人と同じ一人の人間であり、未来を担うまちの大切な宝物です。皆さんもこの機会に「子どもの権利」について考えてみませんか。



子どもの4つの権利

- 1 健やかに成長し、安心して生きる権利
- 2 自分らしく育ち、学ぶ権利
- 3 自分の考えを表現する権利
- 4 参加する権利

秋のこどもまんなか月間～オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン～

東郷町子ども条例第15条では、虐待防止などに対する取り組みを定めています。町では、関係機関と連携して、虐待などの予防や早期発見に努めています。

例えば…

何度も言葉で注意したが言うことを聞かないのでたたいたり、戸外に閉め出した
こどもの目の前で激しい夫婦げんかをした
「お前なんか生まれてこなければよかった」と暴言をはいたり、怒鳴った
宿題をしなかったので夕食を与えなかった
高熱やけがなど、明らかな症状を何日も放置し、受診を遅らせた

保護者がしつつけのつもりであっても、このような行為は児童虐待です。児童虐待はこどもの心に深い傷を与え、その傷は大人になっても癒えることはありません。育児の悩みや不安は一人で抱え込まず、まずは話を聞かせてください。

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。
～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

児童虐待
虐待対応
ダイヤル
匿名可能
通話無料
秘密厳守
いちはやく
189

●お住まいの地域の児童福祉課に1つ分かります。
●匿名・相談は匿名で行うことも可能です。
●匿名・相談をした人やその内容に関する情報は守られます。
（一部例外の情報は関係機関に提供されます。）

さらに 子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。不安やイライラに、いっしょに向き合います。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談

親子のための
相談LINE
匿名可能 秘密厳守

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。

いちはやく
0120-189-783
匿名可能 秘密厳守
通話無料

ヤングケアラーとは？

本人や家族が悪いわけではありません。悩みは一人で抱えず、近くの人に相談してみてください。もし周りに「大変そうだな」と感じる子がいれば、まずは話を聞いてみてください。

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園だいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。

子どもに関する相談窓口

相談窓口	相談内容	受付時間・電話番号
こども・子育ての相談 (町こども保健推進室)	子どもに関する相談	平日 午前9時～午後5時(年末年始除く) ☎0561-37-5813
子どもSOS ほっとライン24(県)	いじめ問題や子どものSOSについて 子どもや保護者の相談	毎日24時間 ☎0120-0-78310(052-261-9671)

問い合わせ こども保健推進室／☎0561-37-5813